

○東京藝術大学外国人客員研究員規則

平成18年11月20日
制 定

改正 平成22年 5月21日 平成25年10月24日
平成27年 3月26日 平成28年 3月24日
令和 6年10月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、本学の教育研究及び芸術国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人客員研究員を受け入れる場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「部局等」とは、各学部、各大学院研究科、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術未来研究場及び芸術未来研究場に置かれた横断領域をいう。

2 この規則において「部局長等」とは、前項の部局等の長をいう。

3 この規則において「教授会等」とは、第1項の部局のうち各学部、大学院映像研究科及び大学院国際芸術創造研究科においては教授会を、大学院美術研究科及び大学院音楽研究科においては研究科委員会を、その他の部局等においては運営委員会をいう。

(対象の範囲)

第3条 外国人客員研究員となることができる者は、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 本学が招聘する外国人研究者

(2) 国際交流基金、国際教育協会等による国際交流計画に基づき受け入れる外国人研究者

(3) 外国の政府機関又はこれに準ずる機関から派遣される外国人研究者

(4) 前各号に掲げる者のほか、本学が特に認める外国人研究者

(受入れ)

第4条 研究を希望する者は、次の各号に掲げる書類を申請者の所属機関を経て当該部局長等に申請するものとする。

(1) 申請書(別紙様式1)

(2) 前条第2号及び第3号に定める場合については、当該派遣元機関が定める所定の様式

(3) その他当該部局長等が必要と認める書類

2 前項により申請があった場合は、当該部局長等は、教育研究に支障のない場合に限り教授会等の審議を経て、受入れを決定し受入承認書(別紙様式2)を交付するものとする。

(期間)

第5条 研究の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、当該部局長等は教授会等の審議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(承認の取消し)

第6条 外国人客員研究員が病気その他の事由により研究を継続することができないと認められるときは、当該部局長等は教授会等の審議を経てその承認を取り消すことができる。

(報告)

第7条 当該部局長等は、外国人客員研究員の受入れを承認した場合は、速やかにその旨を学長へ報告するものとする。期間の変更及び受入れを取り消した場合も同様とする。

(待遇等)

第8条 大学は、外国人客員研究員に対し経済的な援助は行わないものとし、外国人客員研究員の研究に要する経費は、本人が負担するものとする。

(経費等)

第9条 外国人客員研究員のうち、第3条第2号及び第3号により受け入れる外国人客員研究員について、当該派遣機関等が外国人客員研究員の受入れに要する経費(以下「受入れ経費」という。)を措置している場合は、当該派遣機関等が定める要項等に基づき受入れ経費を徴収できる。

(施設等の利用)

第10条 外国人客員研究員は本学の施設及び設備を所定の手続きを経て利用することができる。

(規則の遵守)

第11条 外国人客員研究員は、本学の規則等を守らなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、外国人客員研究員に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学美術学部客員研究員の取扱いに関する申合せ事項(昭和55年10月9日教授会決定)及び東京芸術大学音楽学部客員研究員の取扱いに関する申合せ事項(昭和55年11月13日教授会承認)は、廃止する。
- 3 この規則施行の日以前から美術学部客員研究員及び音楽学部客員研究員として在籍している者で、この規則施行後も引き続き在籍する者については、研究期間が満了するまで、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙
(様式1)
Form No.1

年 月 日
Year Month Day

To:
東京藝術大学
(部 局 長 等) 殿

申請者
Applicant
機関名
Name of Institution to which applicant belongs
代表者氏名
Signature of Representative

印

東京藝術大学外国人客員研究員申請書
Visiting Researchers : Applicant (to be completed by Applicant's Referee)

下記により貴大学外国人客員研究員として研究させたいので申請します。
I recommend the below person as a suitable candidate for temporary research at your institution
記

氏 名 Name	国 籍 Nationality	現 職 Present Position
(Family Name) (First Name)		
生 年 月 日 Date of Birth	年 齡 Age	性 別 Sex
現 住 所 Present Address (Home)		
研 究 課 題 Title of Project		
研 究 期 間 Duration of Research (please give dates)	年 月 日 から From:Year Month Day 年 月 日 まで Through:Year Month Day	
担 当 教 員 Name of professor under whom applicant wishes to study		
日 本 に お け る 連 絡 先 Address in Japan		

(様式2)
Form No.2

東京藝術大学外国人客員研究員受入承認書
Notification

東京藝術大学外国人客員研究員として下記のとおり受入れを承認します。
I approve the acceptance of the below person as visiting Researcher at Tokyo Geijutsu Daigaku

記

氏名 Name (生年月日・性別) (Date of Birth Sex)	
国籍 Nationality	
現職 Present Position	
研究課題 Title of Project	
研究期間 Duration of Research	年 月 日 から From:Year Month Day 年 月 日 まで Through:Year Month Day
担当教員 Name of professor	

年 月 日
Year Month Day

東京藝術大学 (部局長等)

印